

第五回國會議院水産委員會會議錄第二十九号

昭和二十四年九月二十八日(水曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 石原 圓吉君

理事 小高 憲郎君 理事 鈴木 善幸君

理事 玉置 信一君 理事 平井 義一君

理事 松田 鐵藏君 理事 林 好次君

理事 早川 崇君

川村 善八郎君 田口 長治郎君

富永 格五郎君 夏堀 源三郎君

長谷川 四郎君

委員外の出席者

水産廳長官 飯山 太平君

参考人(栃木縣内水面水産團體會議委員長) 石田 耕作君

参考人(東京都多摩川漁業會會長) 石井 三四郎君

参考人(山梨縣中央漁業會會長) 伊藤 茂君

参考人(山梨縣中央漁業會會長) 伊藤 茂君

参考人(茨城縣那珂川漁業會會長) 菊池 七郎君

参考人(栃木縣内水面水産團體會議書記長) 郡司 留吉君

参考人(靜岡縣狩野川漁業會會長) 坂口 政雄君

参考人(長野縣水産會副會長) 野溝 準二君

参考人(滋賀縣水産會理事) 古川 久男君

参考人(神奈川縣酒匂川漁業會會長) 山田 甚藏君

專門員 小安 正三君

本日の會議に付した事件

漁業法案

漁業法施行法案

漁区拡張に関する件

第一類第十二号 水産委員會會議錄

第二十九号 昭和二十四年九月二十八日

○石原委員長 これより會議を開きます。

漁業法案並びに漁業法施行法案を議題といたします。審議に先立ちまして、この際お諮りをいたします。

漁業法案に關連する内水面の漁業に關して全國より代表者が陳情に參つておられますから、この代表者のうちより

栃木縣内水面水産團體會議委員長石田耕作君、同書記長郡司留吉君、神奈川縣酒匂川漁業會會長山田甚藏君、長野縣水産會副會長野溝準二君、山梨縣中央漁業會理事伊藤茂君、東京都多摩川漁業會會長石井三四郎君、靜岡縣狩野川漁業會會長坂口政雄君、滋賀縣水産會理事古川久男君、茨城縣那珂川漁業會會長菊池七郎君、以上九名を参考人として御意見を求め、本案審議の參考にいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認め、さようとはからいます。

なほ時間の關係から参考人御一人の發言時間は十分以内とし、御發言の場合はその職分と氏名をお述べになつていただきますと存じます。御發言の順では石田耕作君より御意見を求めます。

○石田参考人 私は栃木縣であります。かねて東京都を初めといたしまして、信越、関東、東北の水産團體連合會を先般栃木縣の小山において結成いたしましたして、その委員長を仰せつかつております石田耕作と申します。本日ここに公聽會を開かされるにあたりまして、水産委員の方々、また水産廳の關係官の方々等におかれましては、いろいろとわれ／＼内水面漁業者の事情等を訴えまして、多大の御同情をいただきました。かつお願いをいたしましたところの本日の公聽會をお取り上げてくださりまして、まことに衷心より感謝の意を表する次第であります。

〔委員長退席、鈴木委員長代理着席〕

かねて先般水産常任委員會のご意見をいただいた際に、陳情に伺ひまして、陳情書を委員長さんのお手元に御提出いたしましたのであります。それはすなわち内水面の漁業というものは、海水面とそれの趣を絶對的に異にいたしておりますので、その關係上内水面と海水面とを切り離して、内水面單行の漁業法を制定していただきたい。また内水面漁業におきましては、共同漁業權を漁業協同組合に免許していただきたいというところが、主なる陳情の趣旨であります。

水産委員の方々におかれましては、水産廳の方々におかれましては、その他關係官廳の方におかれましては、ぜひともわれ／＼全國幾百万の漁民のため、その陳情にあるところの、ただいま申し上げました要綱に對しまして、ぜひともこれをお聞きとり願いたいという意味で、どこまでも私ども全國内水面漁民は、一致いたしましてお願いいたす次第であります。なお各縣から遠方の方もたくさんお見えになつてお

ることでありまして、おの／＼御意見もあることと思ひますので、私は委員長といたしまして陳情をいたしてあることとありますから、あまり長いおしやべりはいたしません。何分よろしくお願いしたいと思ひます。

○鈴木委員長代理 次に栃木縣那須郡川西町、内水面水産團體會議書記長、郡司留吉君。

○郡司参考人 かつて九月の八日に水産常任委員會に陳情いたしました通りなのであります。その理由を説明した通りなのであります。海水面と異なる内水面漁業には、單行漁業法をあらためて制定されたい。この理由は、現行漁業法及び改正せんとする漁業法は、海水面と同一にすべての法律というものが規定されておるといことが一つ。そして内水面の特殊性が考慮されておらないために、多くの矛盾を來しておるといことを、われ／＼は見る事ができることと、われ／＼は思います。それから海水面においては、御承知のごとく、秩序整然たる漁業法が行われておる。それから漁撈が主であつて、繁殖保護が従の狀態に置かれておる。漁業者の主体が、おそらくは全部が全部專業者である。従つて取締りの面がすこぶる簡單であるようにわれ／＼見られるのでござい

ます。内水面の場合を考へて見ますと、河川、湖沼等は一定の水面において漁撈をするのである。従つて漁撈者の密度というものが非常に大きいのであります。そして魚の棲息する所、ほとんど漁撈者のない所はないと言つてもさしつかえない狀態に置かれておるのであります。それから漁業者の主体がおそらく季節專業者であり、年間を通じての副業者は三分の一しか過ぎない。さらに專業者というものはおそらく十分の一ないし十二分の一という狀態であるのが、内水面の実情であるのでござい

ます。それに遊漁者が大幅の役割をはたしておる。それから繁殖すなわち繁殖保護が主であり、採捕が従であるようにわれ／＼見られるのであります。養殖、繁殖保護を怠つたならば、一年において魚族はおそらく絶滅してしまうのが、河川における狀態であります。戦時中並びに戦後において、電気漁法、あるいは爆発物、あるいは有毒物によつて、おそらく魚族という魚族は根絶の狀態に立ち至つたのであります。戦後社會秩序がそろそろと軌道に乗つて來るに従つて、漁業會が再び発展いたしまして、今日のように、各河川とも漁業會が民主的な運営のもとに行われておる今日において、初めて河川という河川が、再び元の漁業秩序が確立されて、増殖が行われ、相當の漁獲をあげておるといのが、今日の實情になつております。

それから先ほど申し上げましたように、この内水面においては、ほとんど河川には漁撈者のない所はないという實情になつておりますので、漁業の取締りの面がすこぶる困難であるというものが、これが實情であると思ひます。現在の改正せんとする漁業法案を見た場合に、これはほとんど取

締りの面だけでこの予算がなくなつてしまふというようにわれ／＼考えられます。漁撈方法は海面のそれとは全然違います。これは小規模な漁撈でございまして、ほんとうのつりであるとか、あるいは小さい投網といった漁撈でありますので、軽漁撈というようにわれ／＼解釈をいたしたいのでありますが、女でも子供でも、だれでもその魚をとることができるといふのが、内水面の事情になつております。こういうふうな事情でありますから、われわれは、内水面と海面は全然その実情を異にするのであるから、別な法律を一つ制定して、廣汎なる川に対する社会的な保護制度をつくらうとしたのだというのがわれ／＼の要請の主眼なものでございます。

それから第二の問題は、内水面に対して共同漁業権を協同組合に免許してもらいたいということですが、これが改正の要旨は、私高橋さんにもお目にかかつていろいろと意見を聞いたのでございますが、その要旨はわれ／＼にわかには点もありません。現在の段階といたしましては、まだまだ漁民というものは、法律で示されるような民主的な、また紳士的な立場はとうていとり得ないというのが、現在の内水面における漁民の実情でございます。レベルが全然違う。おれは隠れてもとればよいのだというのが、現在の漁民の行き方です。これを取締るのは、どうしても会員組織にいたしまして、会員それぞれの手によつてお互いが取締りをやつて行くという、民主的な方法をとらなければいけないのでございます。これが一たび國營に移つたということになりますと、これは國

家がやるのだからわれ／＼はかまわないう、まずもつてでも何でもよいからとつてしまふやうなやないかというやうな事態が再びできて来て、戦前、戦後において河川が荒廢に陥つたやうな事態を惹起することをわれ／＼は恐れるのでございます。こういう意味において、内水面における漁業権というものは、民主的な組合をつくらして、その上にその権利を與えて、漁業協同組合というものを民主的に發達せしめていただくたいというのが、われ／＼の主眼なものでございます。これに対しては、もちろんわれ／＼は縣における漁場管理委員会というものを、大いに必要であるということには痛感しております。しかしその漁場管理委員会というものと、密接に協同組合とが連繫して、この内水面の権利の漁業権というものを漁業協同組合に與えて、権利と義務を履行せしめて、眞に必要な蛋白質の給源たらしめて行く。

○鈴木委員長代理 郡司君、時間はあと三分であります。
○郡司参考人 それで私は法令制定にあたりましては、漁民の意見を尊重する意味において、代表者をこれに参画させていただきたいということを要請しておるのでございますが、法律を制定するのには、まず内水面の漁業権を二十六年の九月二十八日までこのまま現行法でやつていただいて、その期間において、ひとつ内水面の漁業法というものを確立していただきたい。そしてその審議にあたりましては、これは審議委員を各縣あるいは中央においてござらえて、それに漁民代表あるいは学識経験者、政府の専門委員の方々によつて、こうした法律というものををつく

つて、内水面の蛋白質の給源として、日本の再建に寄與し得るやうな体制をつくつていただきたいというのが、われわれのこの前の陳情理由の根本でございます。どうぞ本委員会におきまして、われ／＼の趣旨を了とせられまして、われ／＼の要求、われ／＼の要請、われ／＼の請願をひとつお取上げくださいます。その方向に漁業権を持つて行つていただきたい。そうして現在の改正せんとする漁業法案から内水面だけを削除して、あらためて單行の漁業法をつくつていただきたいというのがわれ／＼の要請でございます。失礼いたしました。

○鈴木委員長代理 それでは次に神奈川縣小田原市多古、西刈川漁業会長山田甚藏君、御発言を願います。
○山田参考人 私はすでに石田委員長を初め二名の方から、いろいろ本法案につきましても問題について御説明があつたので、重ねて申し上げませんが、専用漁業権がなせ地元に必要であるかという問題について若干申し上げたいと思つてございます。
われ／＼漁業者といたしましては、専用漁業権がその河川に下付されておるために、相當の責任と相當の規模をもつて今までやつて参つたのでござい

ます。この法律が改正されるということにつきましては、すでに水産廳にも、あるいは縣廳にも打合せに参りましたときに、その係官のお言葉には、お前たちは今まで増殖業を何もやらない、そこで政府がやるのだ、こういうお話をございしましたが、戦争以來私どもがたび／＼増殖事業につきましては當局にもお願いし、資材につきましては御相談申し上げて、淡水魚の増殖繁殖には盡して参つたのでございます。ところが水産課におきまして、水産廳におかれまして、そういうことにつきまして、あまり内水面にはお氣持がなかつたのでございます。そこで今この法律が改められるためにこういうのだということでございますが、われわれ業者は、自分の魚を自分でつくつて自分でとるのであるという建前で、すでに過去幾年來増殖事業をやつて参つたのでございます。同時に専用漁業権があるがために濫獲も防ぎ、また工場

の悪水によつて減少いたしますところの保護にも當つておつたやうな次第でございます。そういう關係で今回一たび法案がかわりますれば、おそらくそういう責任は地元においてなくなるといふやうなことで、私どもはこの專業漁業権が撤廢されれば、地元の漁業民は、繁殖に對しまして非常に盡力を欠くのでございます。その点をよくおきみと

と、いわゆる專業漁業権が下付されておりますが、その專業漁業権のために責任を感じて、会員がやつて参つたのであります。ところが今回の改正法案によりまして、そういう点もなくなると同時に、濫獲はもろんであります。もう一ついろいろと關係方面にお伺いいたしますと、地元は協同組合をつくることを許す、しかし漁業料は一應政府がお取上げになつて、日本全國共通の漁業権を下付する、組合はつくつてもいい、こういうことであります。そこでいろいろ検討いたして参りますと、三百円の漁業料をとられまして、地元は協同組合をつくりまして、その協同組合費を別に拂わなければならぬ。そういったと協同組合に加入したものは、漁業料以外にまた負担を負わなければならぬ。そこへ来て、増殖事業は各縣の漁業管理會から委託される。勤勞奉仕もし、あるいは相當のひまつぶししなければならぬ。そこで二重の負担をかけられまして、協同組合員がはたして十分の活動がし得られるかどうかということが大きな問題でございます。どうかそういう点をおきみとくだされまして、できるならば過去の成績ももちろんお調べ願ひまして、地元の各府縣の地方長官に專業漁業権の御移管を願つて、そうして地方長官のおめがねによつて、專業漁業権を御下付願ひやうな法律をおつくり願ひたいと思つ次第であります。はなはだ簡單でございますが、私どもの意見といたしまして以上申し上げておきます。

○鈴木委員長代理 次に長野縣長野市南片町長野縣水産業副会長長野溝澤治

君。

○野澤参考人 私は長野縣の水産業副会長及び天龍川漁業会の会長をいたし、おられます野澤準二でございます。本日の水産委員会に参考者として出席をお許しいただきましたことを非常にありがたく存じます。大体発言の要旨は前の同僚諸君のお話でおよそ盡されております。しかし、せつかくここでお許しを願つて出で参つたことでありますから、せめて私どもの衷情をおくみとり願うために、きわめて簡単に願望を述べさせていただきますと思ひます。

やはり私も内水面漁業者としてお願いは、この際、どうか内水面の漁業に適切なところの漁業法をつくつていただきたい、これが一つであります。もう一つは專業漁業権を從來許されておりましたものを、この際、全然國にお取上げをされるということになるのであります。これは重大なる問題であります。私も内水面漁業者の死生に關係する問題であります。従つてぜひともこれは存続をさしていただくことをお願いしたいと思ひます。であります。この二つがやはり私どもの主要なるお願いであるのであります。

簡単にその理由を申し上げますと、漁業法が海水面の漁業について主なる点をおいてつくられております。關係上、内水面の漁業と非常に食い違ひまして、そこに多くの齟齬があることはまことにやむを得ないことではあります。が、しかし内水面の漁業者にとりましては、それが恐るべき煩わしいことになりまして、斯業の上になんか支障を來してゐるのであります。御

承知のごとく、海水面におけるところの漁業組合は、多くは一町村もしくは一部落を單位としてできているのであります。が、この淡水魚漁業組合に至りましては、一町村もしくは一郡を單位としてできておられるのが多くござります。その方の組立ての上におきましても、扱い上非常な不便を生じ、非常な齟齬を來しておられるという事実がたゞさんござります。長い間私もこの淡水魚に獨特の漁業法を制定されることをお願いして参つたのであります。が、その機会は容易に得られませんでした。今日までさうな状態でおつたのであります。ところが今回は水産廳におかれまして、漁業法の一部分に淡水魚を主としたところの條項を入れていただくという所までは参つたのでござります。しかしながらそれはまだきわめて一小部分にすぎないのであります。全面的には非常な不便を感じるものであります。しかし法の改正といふものは、なか／＼容易にその機会を得られないものだと思いますので、今回のごとき際におきまして、英斷的に、おとりきめをお願いして、淡水魚獨特の漁業法の制定を見たということを私も衷心から願望するのでござります。

それから漁業権の点に至りましては、從來專用漁業権が許可されておりましたものを、今回お取上げを願うという理由が、一体那辺にあるかというところに、私も非常に疑問を持っております。聞く所によりますと、一部分には、從來の内水面漁業組合は増殖などの点について、いたずらに入漁料などを徴収して、しかも實際においては増殖事業の果をあげておられない、さう

うなことでないから、一應これを國に取上げて、増殖の点などについて十分な施設をやるといふようなことが、理由の一つであるようにも承ります。しかし私は現在において、わが國の内水面漁業組合の中に、増殖事業のために渾身の努力をささげ、さうして過去において長い間継続的にその事業成績を高めて参つた組合が相当あると思ひます。いいことをするものが少いから悪いことをするものに帰らうということは、私はその理由にはならないと思ひます。いいことをするものが一つでもあつたらこれを助長するところに、初めていい政策が生れるのだというように考えます。どうかこの際におきまして、私も漁業権を持ちながら、その漁業権に相当したところの義務を果さないものがあつたならば、これを善導し、これを激励して、さうしてその実をあげさせることにしたいといたゞくことをお願いし、やはり從來のごとく專用漁業権を存続して、さうして内水面漁業者が眞に内水面漁業者としての義務を果し、河川の魚族の増殖、これの監視、保護といふようなことに、ぜひしていただくかなければならぬと思ひます。内水面漁業におきまして漁業といふものは、從來において多くは娛樂方面のみ考えられ、一種のスポーツとして見られておる点が多かつたのでござります。しかしながら戦争以來食糧問題にはないだしい欠乏を感じて参りますと、今日においては内水面漁業を主としますところの各府縣は、海洋における魚族の供給を受けることが非常に困難でありますために、この住民は、ことごとく内

水面において得るところの魚族に蛋白質の補給をおく以外にないのでござります。それで從來の、娛樂に供しておりましたところの業者も、今日では少くとも漁業の副業者もしくは事業者に轉換しまして、その点に深い関心を持つて参つておるのでござります。それから實際問題といたしまして、各河川の増殖をし、同時にこれを監視してその保護をはかるという点になります。と、おそらく今日の状態で、これを官廳の力にのみよつてやろうということとは、絶対に不可能と思ひます。どうしてもこの点は、この關係業者の良心的な努力を要求する以外に方法がないと思ひます。かりに漁業権を取上げられて見ましても、實際問題の増殖事業等については、この業者の手を借りる以外にないのであります。が、自己のものとしてやりますと、上から一種の雇人として雇われてやりますとは、その間において非常な経歴があるとは考えます。私も過去二十余年にわたつてやつて参りました経験から見ましても、どうしてもこの際これを自己のものとして、あくまでもこれに献身的な努力をさせるというところに主眼をお置きくださることを、私もお願いするほかにないと思ひます。まことに難題な申し上げようでございますが、以上の主要点二箇につきまして、私どもは皆様の御同情を得まして、このまこと得がたい機会に、どうぞ十分なる私どもの希望しますところの改革をやられますように、皆様の御同情をお願いしたいと思ひます。以上お話ししたします。

○鈴木委員長代理 それでは山梨縣甲府市三吉町、山梨縣中央漁業会理事伊藤茂君。

○伊藤参考人 今回漁業法制定につきまして、全國の各府縣に対して公聴会を開催しまして、私参考人としてここに出て参りまして、光榮に存する次第でございます。戦争中から戦争以前に顧みて、今度改正されんとするところの漁業法を内閣してみたところ、海水面も、淡水水面もほとんど一本の漁業法に制定されるらしく聞き及ぶのでござります。しかしこの無限なるところの水面を持つて、自然發生的に増殖でき得るところの海水面と、それからわれ／＼漁民の力によつて魚族の保護をし、または増殖をはかり、われわれ漁民及び山間縣の蛋白質の補給を償つておるところの内水面の漁業については、全然環境を異にしておることとござります。どうかかような意味において、今回制定されんとするところの漁業法につきましては、海水面と内水面を二本建てで制定していただく。また今までわれ／＼に共同漁業権を與えておつて、それを今回の法によつて、剝奪という大げさにならずに、けれども、結局それをとられてそして國一本でその管理もするし、増殖もするといふふうな事柄らしいですけれども、私どもはみなさんも御存じの通り、山梨縣は山の中の縣でございます。海へはほとんど縁遠い所でございます。どうしてこの内水面によつて、われ／＼の生活のかたにするものを得るというところになるわけでありまして、われ／＼はほとんどに組合費を徴収しても、その八割も九割も増殖方面、稚魚の育成といふふうなことに振り向けておるのでござります。かよう

第一類第十二号 水産委員会議錄 第二十九号 昭和二十四年九月二十八日

な建前から、非常に濫獲の取締りも嚴重にやつております。つい先ごろも現在問題になつて裁判の方へもまわつておりますけれども、ダイナマイトで捕獲をしたのを、組合員がほんとうに晝夜兼行で、自費を出して十日も監視した結果、それを現認したのであります。そういうふうな捨身になつて濫獲防止もやつておるのであります。これを今度の法によつて官廳でその監督をやるというふうなことにつきましては、前の方の意見にもありましたけれども、おそらくこれはわれ／＼自身がやるような監督はできないと信ずるのでございます。かかる意味において、どうしても海面と内水面については二本建の法を制定していただきたいと考へるものでございます。それから私どもはほんとうに漁民のために自主的に民主的に漁業協同組合を設立いたしまして、そのまとまつた力をもつて魚族の保護に當つておるのでございます。かようなことも含めたところの法を制定していただきたい。かように考へるものでございます。はなはだ簡單でございまして、私の意見として一端を申し上げた次第でございます。

○鈴木委員代理 次に東京都府中町、多摩川漁業会長石井三四郎君。

○石井参考人 たいだいま各縣の代表者から陳述がございました通りで、私どももいたしましては、内水面と海面の漁業におきましては、根本的に性質が異なるものでございますから、今回の漁業法案につきましても、内水面に適切なようにひとつ御考慮をお願いしたいというところでございます。その一つの理由といたしまして簡単に申し上げます、ことに東京都の多摩川

のごときは、その組合のほとんど全事業というものが、魚族の増殖並びに保護、水面の管理という方面につきまして、渾身の努力を傾注して来た次第であります。ことに多摩川のごときは、この増殖並びに放流事業をちよつとでも怠りますと、半年足らずして魚族は一尾もいなくなつてしまふという状態でございます。しかるに今回の改正法案によりましますと、そういう一面を政府がやる、專用漁業権を政府が取上げられまして、政府において増殖並びに管理をするということ、これはよくの上ではございますが、實際の面におきまして、私は絶対に不可能であると信ずるものであります。しかるがゆゑに從來通り漁業権をその民主的な協同組合の組織にこれを與へまして、しかも權利と義務を並行いたしまして、ここに増殖並びに水面の管理ということとを完全にでき得るような態勢に、ぜひとも法案の中にひとつ御考慮をお願いいたしたいのであります。漁業権の歸屬がどこにあるかというふうな、抽象的な理論的問題には、自分たちとしては触れたくないのであります。あくまで実情によりまして、実生活に即しました点を御考慮くださいまして、すみやかに本法案を改正せられまして、う、要請する次第であります。簡單でございまして、一言申し上げます。

○鈴木委員代理 次に静岡県田方郡、狩野川漁業会長坂口政雄君。

○坂口参考人 私は静岡県田方郡の漁業会長坂口政雄でございます。委員の方にはたいへん日夜本法案につきまして御審議をいただきまして、ありがとうございます。また本日こうした公聴会を開いて、私ども業者の意見をお聞

きくださいます。ありがとうございます。申し上げる次第でございます。今まで各縣代表者がる私どものほんとうの氣持を御発表くださいます。二重に申し上げますことは省きます。私は狩野川の自分の川のことにつきまして、御参考になりましたらと思ひまして、お話し申し上げます。

○鈴木委員代理 滋賀縣水産業会理事古川久男君、御発言願います。

○古川参考人 海面漁業と内水面漁業に關することにつきましては、るる各代表から申し上げられておりまして、ことさらに申し上げるまでもないことであります。私も内水面、ことに河川漁業については、共同漁業権を漁業協同組合に免許をするように、漁業法を制定せられたいことを特にお願い申し上げたいと存するわけであります。

○鈴木委員代理 茨城縣那珂川漁業会長菊池七郎君、御発言願います。

御参考までに滋賀縣の場合を例にとつて申し上げたいと存じます。法案の第二百二十七條におきまして、区画漁業以外は免許されないことになつておりますが、滋賀縣は御承知の通り、琵琶湖に注入する各河川の川尻に、やなどいふものがありまして、定置漁業権が認められておるのであります。このやなどは縣下の最も重要漁業であるのみならず、各府縣に配給いたしております小あゆの種苗の八〇％は、このやな漁業によつてまかなつておるということになつておまして、やな漁業の消長こそは、各府縣の河川のあゆの養殖に至

きくださいます。ありがとうございます。申し上げる次第でございます。今まで各縣代表者がる私どものほんとうの氣持を御発表くださいます。二重に申し上げますことは省きます。私は狩野川の自分の川のことにつきまして、御参考になりましたらと思ひまして、お話し申し上げます。

○鈴木委員代理 滋賀縣水産業会理事古川久男君、御発言願います。

○古川参考人 海面漁業と内水面漁業に關することにつきましては、るる各代表から申し上げられておりまして、ことさらに申し上げるまでもないことであります。私も内水面、ことに河川漁業については、共同漁業権を漁業協同組合に免許をするように、漁業法を制定せられたいことを特にお願い申し上げたいと存するわけであります。

○鈴木委員代理 茨城縣那珂川漁業会長菊池七郎君、御発言願います。

御参考までに滋賀縣の場合を例にとつて申し上げたいと存じます。法案の第二百二十七條におきまして、区画漁業以外は免許されないことになつておりますが、滋賀縣は御承知の通り、琵琶湖に注入する各河川の川尻に、やなどいふものがありまして、定置漁業権が認められておるのであります。このやなどは縣下の最も重要漁業であるのみならず、各府縣に配給いたしております小あゆの種苗の八〇％は、このやな漁業によつてまかなつておるということになつておまして、やな漁業の消長こそは、各府縣の河川のあゆの養殖に至

御参考までに滋賀縣の場合を例にとつて申し上げたいと存じます。法案の第二百二十七條におきまして、区画漁業以外は免許されないことになつておりますが、滋賀縣は御承知の通り、琵琶湖に注入する各河川の川尻に、やなどいふものがありまして、定置漁業権が認められておるのであります。このやなどは縣下の最も重要漁業であるのみならず、各府縣に配給いたしております小あゆの種苗の八〇％は、このやな漁業によつてまかなつておるということになつておまして、やな漁業の消長こそは、各府縣の河川のあゆの養殖に至

○鈴木委員代理 滋賀縣水産業会理事古川久男君、御発言願います。

○古川参考人 海面漁業と内水面漁業に關することにつきましては、るる各代表から申し上げられておりまして、ことさらに申し上げるまでもないことであります。私も内水面、ことに河川漁業については、共同漁業権を漁業協同組合に免許をするように、漁業法を制定せられたいことを特にお願い申し上げたいと存するわけであります。

○鈴木委員代理 茨城縣那珂川漁業会長菊池七郎君、御発言願います。

御参考までに滋賀縣の場合を例にとつて申し上げたいと存じます。法案の第二百二十七條におきまして、区画漁業以外は免許されないことになつておりますが、滋賀縣は御承知の通り、琵琶湖に注入する各河川の川尻に、やなどいふものがありまして、定置漁業権が認められておるのであります。このやなどは縣下の最も重要漁業であるのみならず、各府縣に配給いたしております小あゆの種苗の八〇％は、このやな漁業によつてまかなつておるということになつておまして、やな漁業の消長こそは、各府縣の河川のあゆの養殖に至

御参考までに滋賀縣の場合を例にとつて申し上げたいと存じます。法案の第二百二十七條におきまして、区画漁業以外は免許されないことになつておりますが、滋賀縣は御承知の通り、琵琶湖に注入する各河川の川尻に、やなどいふものがありまして、定置漁業権が認められておるのであります。このやなどは縣下の最も重要漁業であるのみならず、各府縣に配給いたしております小あゆの種苗の八〇％は、このやな漁業によつてまかなつておるということになつておまして、やな漁業の消長こそは、各府縣の河川のあゆの養殖に至

○鈴木委員代理 滋賀縣水産業会理事古川久男君、御発言願います。

○古川参考人 海面漁業と内水面漁業に關することにつきましては、るる各代表から申し上げられておりまして、ことさらに申し上げるまでもないことであります。私も内水面、ことに河川漁業については、共同漁業権を漁業協同組合に免許をするように、漁業法を制定せられたいことを特にお願い申し上げたいと存するわけであります。

○鈴木委員代理 茨城縣那珂川漁業会長菊池七郎君、御発言願います。

御参考までに滋賀縣の場合を例にとつて申し上げたいと存じます。法案の第二百二十七條におきまして、区画漁業以外は免許されないことになつておりますが、滋賀縣は御承知の通り、琵琶湖に注入する各河川の川尻に、やなどいふものがありまして、定置漁業権が認められておるのであります。このやなどは縣下の最も重要漁業であるのみならず、各府縣に配給いたしております小あゆの種苗の八〇％は、このやな漁業によつてまかなつておるということになつておまして、やな漁業の消長こそは、各府縣の河川のあゆの養殖に至

御参考までに滋賀縣の場合を例にとつて申し上げたいと存じます。法案の第二百二十七條におきまして、区画漁業以外は免許されないことになつておりますが、滋賀縣は御承知の通り、琵琶湖に注入する各河川の川尻に、やなどいふものがありまして、定置漁業権が認められておるのであります。このやなどは縣下の最も重要漁業であるのみならず、各府縣に配給いたしております小あゆの種苗の八〇％は、このやな漁業によつてまかなつておるということになつておまして、やな漁業の消長こそは、各府縣の河川のあゆの養殖に至

○鈴木委員代理 滋賀縣水産業会理事古川久男君、御発言願います。

○古川参考人 海面漁業と内水面漁業に關することにつきましては、るる各代表から申し上げられておりまして、ことさらに申し上げるまでもないことであります。私も内水面、ことに河川漁業については、共同漁業権を漁業協同組合に免許をするように、漁業法を制定せられたいことを特にお願い申し上げたいと存するわけであります。

○鈴木委員代理 茨城縣那珂川漁業会長菊池七郎君、御発言願います。

ても、漁民が一丸となつてこの増殖をいたした関係上、今後ともわれ／＼漁民にこれを直接委託されるように切望いたします。

次に河川における管理委員会の構成は、官選のように伺つておりますが、これは少くともその一部分にわれ／＼漁民を入れることを切望いたします。

理由は、われ／＼の意思を代表する委員を入れて民主的な運営をお願いしたい、こういうわけでございます。

○鈴木委員代理 以上をもつて本日御出席の参考人の陳述は終わりました。これより質疑に入ります。御質疑のある委員の方は御発言をお願いします。

○田口委員 今までいろいろ御意見の発表がございましたが、どうも核心に触れていないような点があるので、その点ちよつとお伺いしたいと思うのでございませう。専用漁業権がなくつて、もし区画漁業権がそれにかつて現在の専用漁業権と同じ水面で設定ができるということになりますと、あなた方は何も文句はないのでございませうか。それとも文句がございませうか。この点をひとつ明確に御答弁願ひたいと思ひます。

○郡司参考人 区画漁業権の定義をひとつ明確に御説明願ひたいと思ひます。

○田口委員 専門漁業権のかかりに区画漁業権が専用漁業権そのまゝの水面から設定されればどうかという質問です。

○郡司参考人 改正漁業法によりますと、区画漁業権というものは河川は除くというふうになつておるのであります。区画漁業権ということになると、ある一部ということに定義されるので

はありませんか。河川というものは上流と下流とは実情を異にします。上流は魚族が少いのです。

○田口委員 河川は区画漁業権から除くということをごどこに書いてありますか。

○郡司参考人 今度の法案では河川には区画漁業権は認めないということになつてゐるのではありませんか。

○田口委員 第二百七條には「内水面においては、区画漁業以外の漁業の免許はしない。但し、湖沼においては、共同漁業の免許をすることができ

る。」というふうになつておりますよ。

○山田参考人 ただいまお話がございました区画漁業権の問題であります。私も神奈川県の水産課でいろいろ検討いたしました区画漁業権とは、ダムの上の湖水とかあるいは一定の区域を仕切つて、その間で魚が他に動かない区域のみに区画漁業権を許可する、これが区画漁業権の趣旨だと承つております。われ／＼が今お願いしてゐるのは、全然区域を仕切るわけにも参りませんで、年百年中流水いたしておりまして、ある部分は浅く、ある部分は深く自由に動いておる川でござい

ますので、本法案に載つておりますところの区画漁業権は、全然私どもの河川には適用できないわけでございませう。一應御検討くださいまして、神奈川県の水産課で説明いたしますものが運つておりますかどうか知りませんが、水産課の係の言ひますのには、ダムの上の湖水とか、一定の区域を仕切つて、その動かないところで魚を増殖することを区画漁業権と申しておりますが、その点を水産課の關係の方から

よく御説明をお願いしたいと思います。

○田口委員 区画漁業権の解釈はともかくとして、河川全体に専用漁業権と同じような権利が区画漁業権として設定されたら、あなた方は文句はないかという質問をしてゐるのであります。

○野澤参考人 私の今お答えしようと思ふことは、その核心に触れたようなつもりでありますが、専用漁業権を希望し、区画漁業権を希望しないことは、区画漁業権が魚種によつてわけられるというのを聞いてゐるからで

す。私も放流しておりますものが、かりにあゆに限られております場合に、それではあゆのみに限つて区画漁業権を與えるということになりますと、漁獲の上において特にあゆだけを選んでとるといふことは困難であります。漁獲法の種類によつては、他の魚族も一緒にとれます。そういうような場合に私どもは増殖の上または監視、保護の上におきまして非常に複雑な点が生じて参り、とうていこの監視は容易にできるものではありません。従つて従来のような専用漁業権によりまして、各種の魚族について漁業権を所持しております場合と、魚種によつて特別なものだけに漁業権が與えられておる場合と、同じ魚区の中でそういう区切つた仕事をするのは困難であります。従つて私どもは従来のような専用漁業権を希望するものであります。

○田口委員 魚類繁殖業、こういう形になつたらよろしうございませうか。

○郡司参考人 私どもは区画漁業権に對しましては全面的に反對であります。それですからあくまでも専用漁業権をやつていただきたいということがわれ／＼の希望であります。

○田口委員 その理由がはつきりしないから質問しておるわけであります。

○郡司参考人 理由は今野澤さんが言つたような理由であります。

○坂口参考人 ただいまの区画漁業と専用漁業の問題につきましては、河川は区画を区切つて魚種をとることもまた繁殖することも困難であります。でき得るならば一本で行くことがすべての仕事を上へ一番可能ではないか。それで区画的になりますと、一河川でも区画漁業を出願するものが幾つあります。そうした場合に下流で放流しても上流でとつてしまいます。こうしたこともあり得ます。従つてどうして私どもは専用漁業権を希望するものであります。

○田口委員 どうも私が御答弁を要求しておる核心に触れないわけですが、区画漁業権が私が質問しておることは今の専用漁業権と同じ水面において免許ができればよいかということ。それから先ほどの魚種によつて区画漁業権を設定するのでなしに、かりに魚族といたしまして区画漁業権が設定されたら、あなた方は専用漁業権でなく、区画漁業権でよいかどうかということ質問しておるわけであります。

○野澤参考人 ただいまの御質問につきまして、もしも場合によつて現在の専用漁業権の区域内において、その実質的においてはほとんどかわりのないところの区画漁業権、つまり地域によつての区画漁業権が許されて、魚種によつての区画漁業権というふうなものがないような場合には、私どもは、名前は違つても実質においては全然かわりがないと考えられるのであります。さうならば一向私どもはさしつかえ

ないわけであります。

○川村委員 大体わかつたようです。が、あなた方の希望とするところは、要するに区画漁業権であらうと共同漁業権であらうと、あなた方が最も愛しておる河川の漁業権というものは、あなた方の團體にいただきたい、こういうのがほんとうの腹ではないですか。

○野澤参考人 その通りです。

○川村委員 今田口君が聞いてゐるのはそこだろうと思ふ。そこを私は聞きたいのです。そこでもう一つ伺いたいことは、先ほどなたかの意見の中に、漁業協同組合に與えてもらいたいというところはよくわかりますが、今の漁業協同組合というもののメンバーが、あなた方さつき御意見の中に半漁半農、あるいはほんとうにこれにただ臨時的に従事しておる者といつたようなことも意見にあつたようであります。が、そうしますと、漁業協同組合の組合員たる資格というものの、現在の協同組合とは違つた組合員が加入しなければできない。いわゆる全漁業権をあなた方に與えられても操業ができないということになるのですが、この点あなた方の考へておられるところではどういふ御意見があるのか。もう少しわかりやすく言えば、つまり協同組合のメンバーというものは、現在漁業協同組合でちやんと定められてある。そうして今度あなた方の漁業協同組合に、河川の漁業権をその團體に與えようとするならば、全部が行使できるようなものかどうかというわけ

です。

○野澤参考人 その点につきましては、組合員の漁獲物と申しますものは、多くの組合では共同販賣の施設を

第一類第十二号 水産委員會議録

第二十九号 昭和二十四年九月二十八日

五

持つておるのであります。従つて組合員自身が、私は先刻もさように申し上げたように思いますが、海水面におけるところの漁業者は、自己の生活に供するといふよりも、實際においてそれを本業として、その漁獲物を賣却することによつて生活の全部を立てておるといふようなことであるが、内水面の漁業者は、多くは副業者が多いのであります。従つて一應共同販賣所へ出しても、自己の生活に供するものはそこからまた自己が受けて来る、いわゆる買つて来るという形になるわけでありまして、従つて漁業者自身の漁業をするといふことにおいての實質的な資格は十分に備へることができると思ふのであります。

○川村委員 わかりました。

○田口委員 要するに皆さん方の御希望は、河川といふものは増殖をしなければ漁利の維持ができない。これが一つ。この増殖を効果あらしむるためには河川を幾つにも細分してはいかない。それから増殖をして、その増殖の漁利が増殖した人に均霑するためには、あるいは増殖した効果を最も多く發揮するために漁業権がなければいけません。この漁業権は細分されては困る。この漁業権によつてわれわれは取締りも徹底的にできるんだ。これだけの主張なんです。そう考へてよろしうございますか。

○野澤参考人 そうです。

○田口委員 そのほか何か御主張になる点はありませんか。

○坂口参考人 私は別の方面から、要するに河川は國の方針によりまして、一般大衆にも樂しませ、また自給自足させる、こういうことあると思ひます。

す。ですからその方面につきましては、必ずしも漁業者が増殖してもそれを自分の家がみんなとるのではない。たまには遊漁にも来るし、自給自足の關係で来る。そういう意味である程度それをわけてやるという建前のもとに一定の法律をきめて、それによつて遊漁なり何なりを許してやつたらどうかと考へております。

○田口委員 そのことは今でもやつておられることですか。

○坂口参考人 やつております。しかしそれが一定されていないものですから、各河川によつて異つて、なお拒むようなことがあると思ひます。

○田口委員 その点は少くともそういう連中は入れなければならぬ。そのかわりに増殖に対しては義務がある。こゝう考へなければならぬと思ふのです。あなたが、あなたの方の考へも大体そういう考へと思ふのですが、いかがでありますか。

○坂口参考人 そうです。

○田口委員 大体御意向はわかつたやうであります。

○伊藤参考人 ちよつと委員の方にお伺ひしたいと思ひます。それはこの第百二十八條の料金の点につきましてお聞きしたいと思ふわけでありまして。

○鈴木委員長代理 ちよつと御注意申し上げますが、この公聴会は皆様方の御意見を委員会が聴取する会合でありまして、委員会側に対する御質問等は控えていただくことになつておりますから、さう御了承願ひます。

以上をもちまして内水面漁業に関する公聴会を終ります。残余の議題につきましては、午後に御審議を願ふこと

といたしまして、暫時休憩いたしなす。

午後零時十八分休憩

午後二時五十四分開議

○石原委員長 それではこれより会議を開きます。

お諮りします、本月二十一日に発表された南方の漁区拡張の問題は、わが國の漁業の現在の状態から、また世界情勢の上から見ましても、連合軍に対して厚く敬意を表せねばならぬ問題であると思ふのであります。これにつきまして委員会は感謝の決議をいたしたいと思ふのであります。同時に感謝状を贈呈するといふことにいたしましたのであります。以上に対する御意見をたします。

〔賛成「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 さらばただいま申し上げた通り決定いたします。つきましてはこの感謝状の起草委員を三名選びたいと思ひますが、便宜上委員長の名にお委せを願ひたいと思ひますが、いかがでございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 それでは鈴木善幸君、小高君、林君のこの三方にお願いをいたします。

明日は建設省の河川に関する関係官吏、同時に大蔵省の主計局長を招いて、狩野川に関する件、並びに今期予算に関する件につきましていただきたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 ではさう決めます。本日はこの程度にとどめまして、明

朝より規定の時間に開会いたしたいと思ひます。本日はこれをもつて散会いたします。

午後二時五十七分散会